

H18.6.26障害保健福祉主管課長会議資料

補装具について（案）

1. 補装具の基準について
2. 意見聴取機関について
3. 申請手続きについて
4. 法の適用に当たっての留意点について
5. 代理受領について
6. 補装具製作者の情報提供について
7. 補装具の種目、額等の基準（告示）について
8. 生活保護への移行防止措置について

1. 補装具の基準について

○補装具の基準は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。

- 一 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計、加工されたものであること。
- 二 身体に装着又は装用して日常生活又は就学、就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するものであること。
- 三 給付に際して専門的な知見を要するものであること。

2. 意見聴取機関について

○市町村が意見を聴くことができる機関は、以下に掲げるものとする。

- ・身体障害者更生相談所
- ・指定自立支援医療機関（精神通院医療を行う機関を除く。）
- ・保健所

3. 補装具費の支給申請手続きについて

○ 補装具費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、補装具の購入又は修理を行おうとするときには、あらかじめ、第一号から第六号までに掲げる事項を記載した申請書及び第七号から第九号までに掲げる添付書類を提出し、補装具の購入又は修理が完了した後に第十号及び十一号に掲げる事項を記載した書類を提出するものとする。

ただし、市町村等は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を省略させることができる。また、身体障害者手帳の記載事項のみで給付の判断が可能な補装具（盲人安全つえ）については、医師の意見書又は診断書を省略させることができる。

〈申請書記載事項〉

- 一 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄
- 三 当該申請に係る障害者等が購入又は修理を希望する補装具の内容

四 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳の番号

五 当該申請に係る補装具の購入又は修理を行う製作者として希望するものの名称、所在地及び連絡先

六 補装具費の支給対象外となる要件に該当していることその他所得の状況に関する事項

〈添付書類〉

七 医師の意見書又は診断書

八 第六号の事項を証明する書類その他負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類

九 補装具の購入又は修理に要する費用に係る見積書

〈補装具の購入又は修理後提出書類〉

十 補装具の購入又は修理に要した費用に係る領収書

十一 購入又は修理を行った補装具の適合判定の結果がわかるもの

○支給決定及び身体障害者更生相談所等への意見聴取手続き等

(1) 市町村は、補装具費支給の申請があったときは、速やかに補装具費の支給を行うかどうかを決定し、補装具費の支給を行うことを決定した場合は、補装具費支給決定通知書及び補装具費支給券を当該障害者又は障害児の保護者（以下、「補装具費支給対象障害者等」という。）に交付する。

(2) 市町村は、補装具費の支給を行うかどうかを決定するに当たり、必要があると認めた場合には、判定依頼（者の場合）又は意見照会（児の場合）を身体障害者更生相談所等に行う。

(3) 意見照会等を受けた身体障害者更生相談所等は、申請があった障害者等について、医学的判定等を行い、補装具給付判定書（者の場合）又は意見書（児の場合）を市町村に送付する。

(4) 補装具費支給決定書の交付を受けた補装具費支給対象障害者等は、業者に補装具費支給券を提出し契約を結んだ上で、補装具の購入又は修理を受ける。その際、身体障害者更生相談所等は、必要に応じて当該補装具について製作指導を行う。

また、市町村は当該補装具について適合判定が行われたことを確認する。

(5) 補装具費支給対象障害者等は、事業者（償還払いの場合は百分の百、代理受領の場合は百分の十又は負担上限額）の支払いをする。市町村は申請者（補装具費支給対象障害者等又は代理受領の場合は事業者）から、補装具費の請求があった場合は、速やかに支払いをする。

【参考】障害者自立支援法抜粋

第五条の19

この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

第四節 補装具費の支給

第七十六条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

- 2 補装具費の額は、補装具の購入又は修理に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額とする。以下この項において「基準額」という。）の百分の九十に相当する額とする。ただし、当該基準額の百分の十に相当する額が、当該補装具費支給対象障害者等の家計に与える影響その他の事情を斟酌して政令で定める額を超えるときは、当該基準額から当該政令で定める額を控除して得た額とする。
- 3 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。
- 4 第十九条第二項から第四項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 5 厚生労働大臣は、第二項の規定により厚生労働大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4. 法の適用に当たっての留意点について

平成18年10月より、補装具は現行の現物給付から補装具費の支給となる。

については、事務手続に当たって以下の点に留意されたい。

①法の適用は、支給決定日をもって判断すること。

ただし、18年9月30日までに身体障害者福祉法、児童福祉法に基づいて申請が行われたものについては、改正前の身体障害者福祉法、児童福祉法に基づき行うこと。

②補装具費の支給対象は、平成18年10月以降に購入又は修理を行ったものに限ること。

5. 代理受領について

1 基本的考え方

補装具費については、原則、償還払いとなるが、一時的にせよ全額自己負担することは負担が大きいと考えられるため、代理受領方式を設けることができることとする。

補装具費支給対象障害者等が、補装具の購入又は修理を行う場合において、あらかじめ市町村との間で代理受領の契約等に基づき合意を行っている補装具製作業者が、補装具費支給対象障害者等からの委任を得ることにより、代理受領ができることとする。

2 代理受領の前提条件

(1) 補装具費支給対象障害者等が希望する補装具製作業者が、市町村との間で代理受領について契約等に基づき合意していること。

（ 条例、規則等で代理受領の枠組みを定めた上で、事業者に代理受領の申し出をさせる方式も考えられる。 ）

(2) 補装具費支給対象障害者等が、補装具製作者に代理受領の委任をしていること。

市町村は、補装具費支給対象者に対し、代理受領契約を結んだ事業者名等の情報提供に努めること。

3 事務の流れ

①補装具費支給対象障害者等

- ア 補装具の購入又は修理に係る契約をする際は、補装具費支給券を補装具製作者に提出する。
- イ 利用者負担分を支払う。
- ウ 代理受領分支払請求書（兼代理受領に対する委任状）を補装具製作者に提出する。

② 市町村

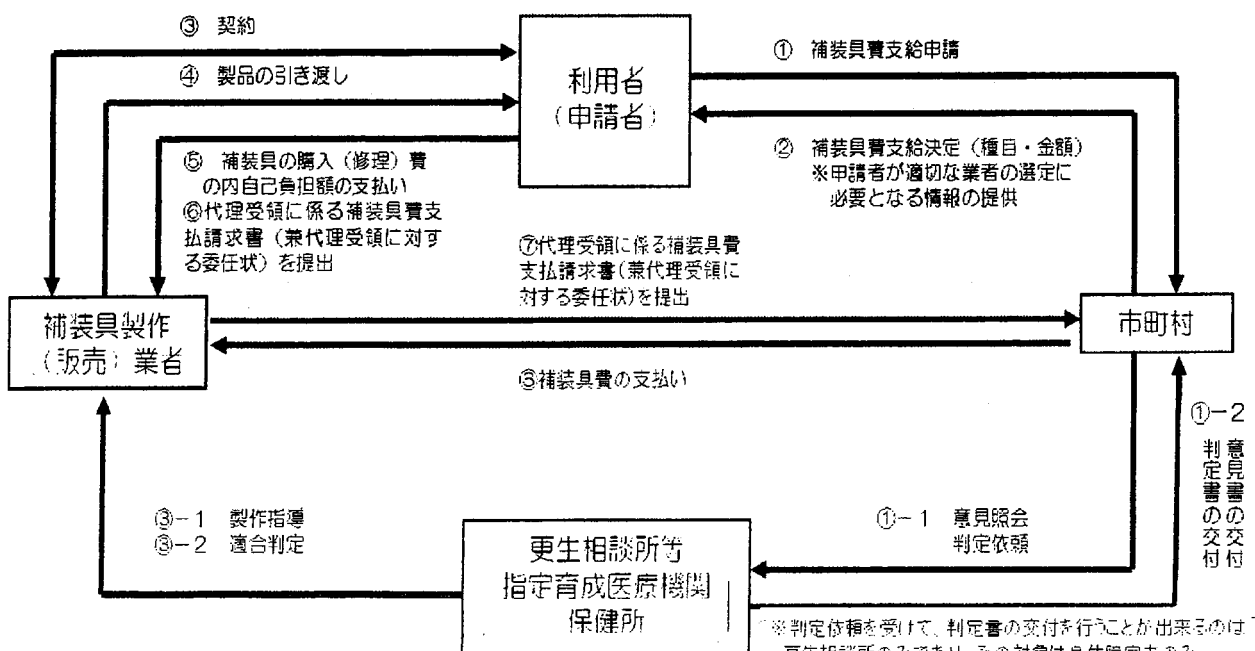
- ア 補装具製作者からの請求について審査・支払いを行う。

③ 補装具製作者

- ア 補装具の引渡しの際には、補装具費支給対象障害者等から支払いを受け、領収書を発行する。
- イ 補装具費支給対象障害者等から代理受領に係る補装具費支払請求書（兼代理受領に対する委任状）を受け取る。
- ウ 代理受領に係る補装具費支払請求書（兼代理受領に対する委任状）の事業者記載欄に記入の上、市町村に請求する。

3 補装具費の支給の仕組みについて(代理受領)

前提条件
・利用者の委任
・契約
(市町村一業者)



6. 補装具製作者の情報提供について

(1) 補装具の給付を円滑に行うためには、製作等を行う業者の設備、技術が整備されることが必要であるので、公立補装具製作施設についてその設備、技術者等の整備強化を図るとともに、民間の補装具製作施設等に対してもその旨周知を図ること。

(2) 市町村は申請者が適切な補装具製作者を選定するに当たって必要となる情報の提供に努めること。

義肢及び装具に係る業者の選定に当たっては、特殊な義足ソケットの採型等については複数の義肢装具士が必要なことから、業者についても複数の義肢装具士を配置していることが望ましい。

義肢及び装具以外の補装具の種目に係る業者についても、経歴や実績等を勘案し、安定的かつ継続的に給付の実施が可能であるか等について十分に検討の上、選定する必要がある。

なお、補装具製作者の選定に当たっては、財団法人テクノエイド協会（※）のホームページ等の活用が考えられる。

※ 財団法人テクノエイド協会は、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五・五・六法三八）」上の指定法人

7. 補装具の種目、額等の基準（告示）について

標記の告示について、現行は、身体障害者福祉法第20条第1項及び第21条の規定に基づく基準、児童福祉法第21条の6第1項及び第21条の7の規定に基づく基準の2種類をお示ししているところだが、平成18年10月に障害者自立支援法の補装具に関する部分が施行されることに伴い、上記の2種類の基準を1つの基準にまとめる予定。

なお、正式な告示は施行前の可能な限り早い時期にお示しできるよう準備をしているが、新規種目である重度障害者用意思伝達装置の基準イメージについては、別紙（案）〈P.8〉のとおりであるのでご了知願いたい。

重度障害者用意思伝達装置基準(案)

1. 交付基準

(別紙)

種目	名称	基本構造	付属品	価格(円)	耐用年数	備考
重度障害者用意思伝達装置		ソフトウェアが組み込まれた専用パソコン	プリンタ		5	ソフトウェアが組み込まれた専用のパソコン及びプリンタで構成されたものであること。その他障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。

2. 修理基準

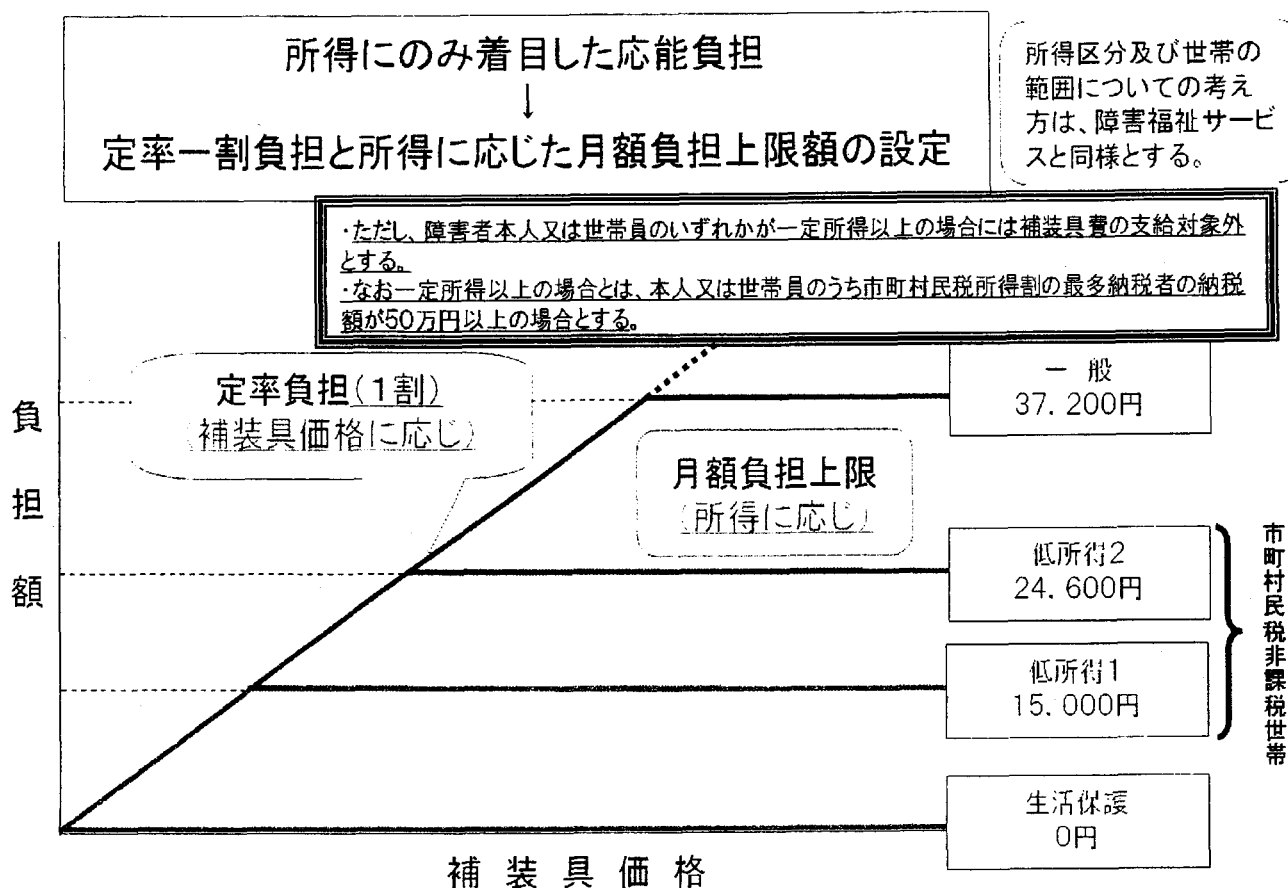
種目	修理部位		価格(円)	耐用年数	備考	
重度障害者用意思伝達装置	固定台	アーム式		5	重度障害者用意思伝達装置本体を固定し、ベッド等での利用を容易にするものであること。	
		テーブル置き式		5		
	学習リモコン			5	エアコン等の家電製品を遠隔操作をするためのものであること。	
	入力装置固定具			5	入力装置を身体の操作部に固定するためのものであること。	
	コール			5	音声通話が可能なるものであること。	
	呼び鈴分岐装置			5	スイッチからの信号を、呼び鈴と専用パソコンとに分岐してつなぐことが可能なものであること。	
	入力装置(スイッチ)	プッシュ式スイッチ			1	押す操作で信号入力が可能なものであること。
		握り式スイッチ			1	握り込む操作で信号入力が可能なものであること。
		ストリングスイッチ			1	紐を引っ張る操作で信号入力が可能なものであること。
		タッチセンサー式			3	触れる操作で信号入力が可能なものであること。タッチセンサーコントローラーを含む価格であること。フレキシブルタイプは6,000円加算すること。
		光電センサー式			3	光電タッチ・光ファイバーなどを使ったもの。光を遮断したり、反射する距離を変えたりすることで信号入力が可能なものであること。
		ピンタッチ 先端4本			3	手・足・顎・顔のわずかな動きで信号入力が可能なものであること。(先端部のみ6,300円)
		呼気式(吸気式)			1	息を吐く(吸う)ことで信号入力が可能なものであること。
		まばたきセンサースイッチ			3	まばたきをすることで信号入力が可能なものであること。
		筋電・眼電スイッチ	ディテクタ・電極部・ケーブル		3	動きを他のスイッチで検知できず、筋肉の生体信号(筋電)を検出し信号に変換あるいは眼球の動き(眼電)を検出し信号に変換することで入力が可能なものであること。電極、ペースト等消耗品は含まないものであること。
		生体信号(脳波等)	ソフトウェア・ディテクタ・ケーブル		3	頭部の生体信号(脳波)を検出し信号に変換することで入力が可能なものであること。電極、ペースト等消耗品は含まないものであること。
		PZスイッチ			3	ピエゾ素子を使った入力装置。
		フレックススイッチ			3	棒の先端に付いたゴムを曲げることで信号入力が可能なものであること。
		チップスイッチ			3	水銀による傾きを感知することで信号入力が可能なものであること。
	ISTセンサー まばたき、タッチ音声スイッチ			3	手・足・顎・顔のわずかな動きで信号入力が可能なものであること。音声センサーも使用可能。オプション:各センサー18,900円	

8. 生活保護への移行防止措置について

障害福祉サービスと同様、補装具費においても「生活保護への移行防止措置」の適用を考えており、生活保護担当部局と現在調整中である。

なお、利用者負担の基本的な考え方については、平成18年3月1日に開催した障害保健福祉関係主管課長会議において、お知らせしたところである（下図参照）。

2 補装具費の利用者負担の見直し



【参考資料】障害保健福祉関係主管課長会議（平成18年3月1日開催）資料7